

# 保険法の施行に関する特則

(平成22年4月1日改正)

## 第1条(特則の適用)

この特則は、保険法施行日前に締結された保険契約(付加されている特約を含みます。以下同じ。)に付加して適用します。

## 第2条(保険金等の支払時期および支払場所)

1. 主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の普通保険約款および主契約に付加されている特約の特約条項(以下「特約条項」といいます。)の規定にかかわらず、保険金等は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日(当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。)の翌日からその日を含めて5営業日(契約日(保険契約が更新された場合には直前の更新日)が平成11年4月1日以前の保険契約の場合は5日)以内に、当会社の本店で支払います。
2. 保険金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(当会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、第1項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
  - (1) 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
保険金等の支払事由発生の有無
  - (2) 保険金等の免責事由に該当する可能性がある場合  
保険金等の支払事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4) 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)または特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
第2号および第3号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実
3. 第2項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第1項および第2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合でも180日)を経過する日とします。
  - (1) 第2項第1号から第4号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (2) 第2項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
  - (3) 第2項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第2項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会

180日

- (4) 第2項第1号から第4号までに定める事項についての日本国外における調査 180日
4. 第2項および第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができる者が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
5. 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。
6. この特則が付加された主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合には、リビング・ニーズ特約条項中「会社の本店」とあるのは「会社」と読み替えます。

### 第3条（重大事由による解除）

1. 主約款および特約条項の規定にかかわらず、当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- (1) 保険契約者または死亡保険金の受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金等（死亡保険金を除きます。）の受取人がこの特則が付加された保険契約の保険金等（死亡保険金を除き、保険料払込の免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (3) この特則が付加された保険契約の保険金等（保険料払込の免除を含みます。）の請求に関し、その受取人（保険料払込の免除の請求については保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (4) この特則が付加された保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、当会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この特則が付加された保険契約を継続することを期待しえない第1号から第3号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- (5) 当会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この特則が付加された保険契約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、保険金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等を支払いません。また、すでにその支払事由により保険金等を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
- (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとします。
3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金等の受取人に通知します。

4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

#### 第4条（債権者等により保険契約が解約される場合の取扱）

1. 主約款および特約条項の規定にかかわらず、差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約される時は、解約する旨の通知が当会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力が生じます。
2. 第1項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす保険金等の受取人が、保険契約者の同意を得て、第1項の解約の効力が生じるまでの間に、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当社にその旨を通知したときは、第1項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 第2項の通知をするときは、保険金等の受取人は、当社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、保険金等の支払事由が生じ、当社が保険金等を支払うべき場合で、当該保険金等を支払うことにより保険契約が消滅するときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) 当社は、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、保険金等の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
  - (2) 当社は、保険金等の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を保険金等の受取人に支払います。
5. 主契約が医療保障保険（個人型）である場合には、第1項から第4項までの規定は適用しません。

## 別表1 請求書類

項 目	必 要 書 類
保険金等の受取人による保険契約の存続	(1) 当会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る保険金等の受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類(ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要) (4) 保険契約の存続を申し出る保険金等の受取人の印鑑証明書(ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書) (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
(注)当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	